

令和7年笛吹市議会

第2回定例会議案

笛吹市

目 次

報告第1号	令和6年度笛吹市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
報告第2号	令和6年度笛吹市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
報告第3号	令和6年度笛吹市水道事業会計繰越計算書の報告について
報告第4号	令和6年度笛吹市公共下水道事業会計繰越計算書の報告について
承認第1号	笛吹市税条例の一部改正についての専決処分の承認を求めることについて
承認第2号	笛吹市都市計画税条例の一部改正についての専決処分の承認を求めることについて
承認第3号	笛吹市国民健康保険税条例の一部改正についての専決処分の承認を求めることについて
議案第50号	笛吹市営市部駐車場条例の制定について
議案第51号	笛吹市児童館条例の一部改正について
議案第52号	笛吹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び笛吹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
議案第53号	令和7年度笛吹市一般会計補正予算（第1号）について
議案第54号	令和7年度笛吹市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
議案第55号	令和7年度笛吹市介護保険特別会計補正予算（第1号）について
議案第56号	令和7年度笛吹市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
議案第57号	令和7年度笛吹市水道事業会計補正予算(第1号)について
議案第58号	令和7年度笛吹市公共下水道事業会計補正予算(第1号)について
議案第59号	動産の取得について（本庁執務室レイアウト改修備品購入(2期)）
議案第60号	動産の取得について(高規格救急自動車購入)

令和7年笛吹市議会第2回定例会会期日程

○会 期：令和7年6月10日（火）～6月26日（木） 17日間

月 日	曜日	会議名等	開議時間	議 事 等
6月2日	月	議会運営委員会	午前9時30分	
		全員協議会	午前10時30分	
10日	火	本 会 議	午後1時30分	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市長行政報告 ・ 提出議案説明
11日	水	休 会		
12日	木	休 会		
13日	金	休 会		
14日	土	休 会		
15日	日	休 会		
16日	月	休 会		
17日	火	本 会 議	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議案に対する質疑及び一般質問 ・ 付託
18日	水	本 会 議	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議案に対する質疑及び一般質問 (予備日)
19日	木	休 会	午前9時	常任委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 付託事件審査
20日	金	休 会	午前9時	常任委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 付託事件審査
21日	土	休 会		
22日	日	休 会		
23日	月	休 会	午前9時	常任委員会（予備日）
24日	火	休 会		
25日	水	休 会		
26日	木	議会運営委員会	午前10時	
		全員協議会	午前11時	
		本 会 議	午後1時30分	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各委員会の審査報告 ・ 討論・採決

令和7年6月10日 提出

笛吹市長 山下 政 樹



報告第 1 号

令和 6 年度笛吹市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 146 条第 2 項の規定により、笛吹市一般会計繰越明許費繰越計算書を調整したので、同項の規定により別紙のとおり報告する。

令和6年度 笛吹市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源	
						国県支出金	地方債	その他		
円	円	円	円	円	円	円	円	円		
2	総務費	1 総務管理費	市営温泉改修事業	41,140,000	41,140,000	0	0	30,800,000	0	10,340,000
3	民生費	1 社会福祉費	令和6年度住民税非課税世帯への給付金給付事業	64,995,000	64,995,000	0	64,995,000	0	0	0
3	民生費	2 児童福祉費	物価高騰対策・子育て世帯応援臨時給付金給付事業	840,000	840,000	0	840,000	0	0	0
3	民生費	2 児童福祉費	保育所施設整備事業	23,573,000	23,573,000	0	0	0	0	23,573,000
3	民生費	2 児童福祉費	かすがい西保育所運営事業	1,537,000	1,537,000	0	0	0	0	1,537,000
3	民生費	2 児童福祉費	石和第一保育所施設整備事業	20,000,000	20,000,000	0	0	10,300,000	0	9,700,000
3	民生費	1 社会福祉費	なごみの湯改修事業	515,460,000	515,460,000	0	0	392,100,000	0	123,360,000
6	農林水産業費	1 農業費	県営畑地帯総合整備事業費	215,000,000	215,000,000	0	0	211,900,000	0	3,100,000
6	農林水産業費	1 農業費	中山間地域総合整備事業費	13,050,000	13,050,000	0	0	12,700,000	0	350,000
6	農林水産業費	2 林業費	林道維持管理費	9,191,000	9,191,000	0	0	4,900,000	0	4,291,000
7	商工費	1 商工費	観光施設整備事業費	136,181,000	136,181,000	0	0	0	0	136,181,000
8	土木費	2 道路橋梁費	新山梨環状道路関連道路整備事業	24,614,000	24,614,000	0	16,770,719	7,000,000	0	843,281
8	土木費	2 道路橋梁費	市単道路改良事業	40,134,000	40,134,000	0	0	36,000,000	0	4,134,000
8	土木費	3 河川費	大坪浸水対策事業	65,817,000	65,817,000	0	0	49,300,000	0	16,517,000
8	土木費	3 河川費	普通河川整備事業費	34,122,000	34,122,000	0	0	25,500,000	0	8,622,000
8	土木費	4 都市計画費	立地適正化計画策定事業	10,802,000	10,802,000	0	4,790,000	0	0	6,012,000
9	消防費	1 消防費	消防車両等整備事業	174,394,000	174,394,000	0	0	162,200,000	0	12,194,000
9	消防費	1 消防費	消防備品整備事業	41,090,000	41,090,000	0	0	41,000,000	0	90,000
10	教育費	2 小学校費	小学校施設計画の改修事業	37,136,000	37,136,000	0	7,338,000	29,700,000	0	98,000
10	教育費	3 中学校費	御坂中学校校舎等改築事業	499,130,000	499,130,000	226,600,000	0	147,700,000	0	124,830,000
10	教育費	4 社会教育費	史跡甲斐国分寺跡整備事業	22,249,000	22,249,000	0	18,919,000	0	0	3,330,000
10	教育費	4 社会教育費	社会教育施設計画の改修事業	46,280,000	46,280,000	0	0	46,200,000	0	80,000
合 計				2,036,735,000	2,036,735,000	226,600,000	113,652,719	1,207,300,000	0	489,182,281

報告第 2 号

令和 6 年度笛吹市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 150 条第 3 項の規定により、笛吹市一般会計事故繰越し繰越計算書を調整したので、同項の規定により別紙のとおり報告する。

令和6年度 笛吹市一般会計事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 行為予定額	翌年度 繰越額	左の財源内訳					説明
				支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源	
									国県支出金	地方債	その他		
2 総務費	1 総務管理費	ホームページ管理事務	480,040	0	480,040	0	480,040	0	0	0	0	480,040	花鳥山一本杉リニア展望台のライブカメラが故障し、修繕工事を進めていたが、修繕に必要な部品が原材料の不足や需用の増大などにより納品に想定外の時間を要したことから、年度内の完了が困難となったため。
2 総務費	1 総務管理費	ネットワーク基盤維持管理事業	429,000	0	429,000	0	429,000	0	0	0	429,000	0	山梨県が実施している石和町小石和地内の新山梨環状道路工事に伴う、光ケーブルの移設について、県の工事スケジュールが変更となり、年度内の完了が困難となったため。
2 総務費	1 総務管理費	ネットワーク基盤維持管理事業	3,190,000	0	3,190,000	0	3,190,000	0	0	0	1,105,877	2,084,123	山梨県が実施している石和町唐柏地内の新山梨環状道路工事に伴う、光ケーブルの移設について、ケーブルの原材料の不足や需用の増大により納品に想定外の時間を要したことから、年度内の完了が困難となったため。
8 土木費	2 道路橋梁費	市道単独道路改良事業	3,177,392	0	3,177,392	0	3,177,392	0	0	0	0	3,177,392	市道7033号線改良工事に係る用地買収において、所有者による境界確定に不足の日数を要したことから、年度内に登記が完了しなかったため。 山梨県が実施している石和町広瀬地内の渋川改修工事に併せて行っている市道改良工事において、渋川改修工事に遅れが生じ、用地買収が遅れたことから、年度内に完了しなかったため。
8 土木費	2 道路橋梁費	新山梨環状道路関連道路整備事業	27,958,813	19,570,000	8,388,813	0	8,388,813	0	1,927,860	4,800,000	0	1,660,953	新山梨環状道路工事に伴う住宅の移転について、移転先の住宅建築工事に遅れが生じ、住宅が完成しないことから、移転先への引越し及び支障物件の撤去ができず、年度内に移転が完了しなかったため。
合 計			35,235,245	19,570,000	15,665,245	0	15,665,245	0	1,927,860	4,800,000	1,534,877	7,402,508	

報告第 3 号

令和 6 年度笛吹市水道事業会計繰越計算書の報告について

令和 6 年度笛吹市水道事業会計繰越計算書は、別紙に定めるところによる。

提案理由

地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定により、議会に報告する必要がある。

令和6年度笛吹市水道事業会計繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳					不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国庫補助金	工事負担金	出資金	企業債	一般財源			
1 資本的支出	1 建設改良費	水道建設費 (工事請負費)	円 436,397,000	円 130,744,700	円 149,909,000	円	円 15,958,000	円	円 116,600,000	円 17,351,000	円 155,743,300	円	資材調達、関係機関との協議等に期間を要し、年度内に事業の完了が困難となったため。

報告第 4 号

令和 6 年度笛吹市公共下水道事業会計繰越計算書の報告について

令和 6 年度笛吹市公共下水道事業会計繰越計算書は、別紙に定めるところによる。

提案理由

地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定により、議会に報告する必要がある。

令和6年度笛吹市公共下水道事業会計繰越計算書

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規程による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳					不用額	翌年度通次繰 越額に係る繰 越を要するた な卸資産の購 入限度額	説明
						国庫 補助 金	工事 負担 金	出 資 金	企 業 債	一 般 財 源			
1 下水道 事業費用	1 営業費 用	管渠費 (修繕費)	円 11,171,000	円 6,417,950	円 2,167,000	円	円	円	円	円 2,167,000	円 2,586,050	円 0	資材調達に期間 を要し、年度内 事業完了が困難 となったため。

承認第 1 号

笛吹市税条例の一部改正についての専決処分の承認を求めること
について

笛吹市税条例の一部を改正する条例(令和 7 年笛吹市条例第 13 号)について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、これを報告し、承認を求める。

提案理由

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が令和 7 年 3 月 31 日に公布され、一部の規定を除き令和 7 年 4 月 1 日に施行されたことに伴い、笛吹市税条例の一部を改正する必要性が生じ、笛吹市税条例の一部改正について専決処分したので、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により本案を提出するものである。



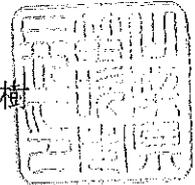
専決第1号

専 決 処 分 書

笛吹市税条例の一部改正について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年3月31日

笛吹市長 山下 政 樹



笛吹市税条例の一部改正について
笛吹市税条例(平成16年笛吹市条例第61号)の一部を改正する条例を別紙の
ように定める。

専決処分理由

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が令和7年3月31日に公布され、一部の規定を除き令和7年4月1日に施行されることに伴い、笛吹市税条例の一部を改正する必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

笛吹市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月31日

笛吹市長  政 樹

笛吹市条例第13号

笛吹市税条例の一部を改正する条例

笛吹市税条例(平成16年笛吹市条例第61号)の一部を次のように改正する。

第18条中「公示送達は、」の次に「公示事項(同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。)を地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第18条の3中「地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)」を「施行規則」に改める。

第34条の2中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「若しくは法第314条の2第4項」を「、法第314条の2第4項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。)(前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))に係るものを除く。)」を加える。

第36条の3の2第1項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第36条の3の3第1項中「者に限る。)」の次に「若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)」を加え、同項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第82条第1号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「(ウに掲げるものを除く。)又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「(ウに掲げるものを除く。)又は」に改め、同号中ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円

第89条第2項第5号中「定格出力」の次に「(第82条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量及び最高出力)」を加える。

第90条の2第1項中「身体障害者等又は」を「身体障害者等若しくは」に、「を提示」を「又はこれらの者の特定免許情報(同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。)が記録された免許情報記録個人番号カード(同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。)を提示」に改め、同項第5号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録(以下この号において「免許情報記録」という。)の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

附則第10条の2第23項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同条第24項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、同条第25項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改め、同条第26項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改める。

附則第10条の3第11項中「規定する書類」を「掲げる書類」に改め、同条中第15項を第16項とし、第14項を第15項とし、第13項の次に次の1項を加える。

14 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号)第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

附則第10条の4及び第10条の5を削る。

附則第10条の6第1項中「附則第16条の4第1項」を「附則第16条の2第1項」に、「附則第16条の4第6項」を「附則第16条の2第6項」に改め、同項第1号中「附則第12条の6第1項第3号」を「附則第12条の4第1項第3号」に改め、同条第2項中「附則第16条の4第1項」を「附則第16条の2第1項」に、「令和5年度分及び令和6年度分」を「令和7年度分及び令和8年度分」に改め、同条第3項中「附則第16条の4第4項」を「附則第16条の2第4項」に改め、同項第3号及び第5号中「附則第16条の4第3項」を「附則第16条の2第3項」に改め、同条第4項中「附則第16条の4第9項」を「附則第16条の2第9項」に改め、同条を附則第10条の4とする。

附則第16条の2の次に次の1条を加える。

(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)

第16条の2の2 令和8年4月1日以後に第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等(次項において「売渡し等」という。)が行われた加熱式たばこ(第92条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。)に係る第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ(第92条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。)の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ(たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。)を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ(当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。) 当該加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。)の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ(第93条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。)のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の

規定は、適用しない。

- (1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの
- (2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ(第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。)と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ(同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。)であつて当該加熱式たばこのみの品目のもの

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第34条の2、第36条の2第1項ただし書、第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項の改正規定並びに附則第3条の規定 令和8年1月1日
- (2) 附則第16条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第6条の規定 令和8年4月1日
- (3) 第18条及び第18条の3の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律(令和5年法律第1号)附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日

(公示送達に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の笛吹市税条例(以下「新条例」という。)第18条の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

第3条 新条例第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。)(前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))に係るものを除く。)」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。
- 3 新条例第36条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日(以下「1号施行日」という。)以後に支払を受けるべき新条例第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき

この条例による改正前の笛吹市税条例(以下「旧条例」という。)第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

- 4 新条例第36条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和40年法律第33号)第203条の6第1項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

- 第4条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

- 第5条 新条例第82条(第1号に係る部分に限る。)の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

- 第6条 次項に定めるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ(新条例附則第16条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。)に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

- 2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、笛吹市税条例第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第16条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

- (1) 笛吹市税条例第94条第3項の規定により換算した紙巻たばこ(新条例附則第16条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。)の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

- (2) 新条例附則第16条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

- 3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、**扶養控除額又は特定親族特別控除額**を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

(市民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)、**法第314条の2第4項**に規定する扶養控除額**若しくは特定**

規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額**又は扶養控除額**を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

(市民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)**若しくは法第314条の2第4項**に規定する扶養控除額

親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。)(前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))に係るものを除く。)の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2～10 (略)

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 扶養親族**又は特定親族**の氏名

_____の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2～10 (略)

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 扶養親族_____の氏名

(1)・(2) (略)

(3) 扶養親族 又は特定親族 の氏名

(4) (略)

2～5 (略)

(種別割の税率)

第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの (ウ及びオ に掲げるものを除く。) 年額 2,000円

イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの (ウに掲げるものを除く。) 又は 定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円

ウ 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円

エ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの (ウに掲げるものを除く。) 又は 定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円

オ (略)

(2)・(3) (略)

(種別割の減免)

(1)・(2) (略)

(3) 扶養親族 _____ の氏名

(4) (略)

2～5 (略)

(種別割の税率)

第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの (エ に掲げるものを除く。) 年額 2,000円

イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの 又は _____ 定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円

[新設]

ウ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの 又は _____ 定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円

エ (略)

(2)・(3) (略)

(種別割の減免)

第89条 (略)

2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 原動機の総排気量又は定格出力 **(第82条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあっては、原動機の総排気量及び最高出力)**

(6)～(8) (略)

3 (略)

(身体障害者等に対する種別割の減免の申請)

第90条の2 前条第1項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下本項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下本項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下本項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定に

第89条 (略)

2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 原動機の総排気量又は定格出力 _____

(6)～(8) (略)

3 (略)

(身体障害者等に対する種別割の減免の申請)

第90条の2 前条第1項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下本項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下本項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下本項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定に

より交付された**身体障害者若しくは**身体障害者等と住居及び生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみ又は身体障害者等及び未成年者若しくは70歳以上の者のみで構成される世帯の身体障害者等に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下本項において「運転免許証」という。)**又はこれらの者の特定免許情報(同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。)**が記録された**免許情報記録個人番号カード(同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。)**を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 運転免許証**又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録(以下この号において「免許情報記録」という。)**の番号、**運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の有効期限並びに**運転免許の種類及び条件が附されている場合にはその条件

(6)・(7) (略)

2 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

3・4 (略)

附 則

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

より交付された**身体障害者等又は**身体障害者等と住居及び生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみ又は身体障害者等及び未成年者若しくは70歳以上の者のみで構成される世帯の身体障害者等に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下本項において「運転免許証」という。)**を提示**

するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 運転免許証**の番号、交付年月日及び**

有効期限並びに運転免許の種類及び条件が附されている場合にはその条件

(6)・(7) (略)

[新設]

2・3 (略)

附 則

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 (略)

2～22 (略)

23 法**附則第15条第36項**に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

24 法**附則第15条第37項**に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

25 法**附則第15条第40項**に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

26 法**附則第15条第41項**に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

27・28 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 (略)

2～10 (略)

11 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に**掲げる書類**を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

第10条の2 (略)

2～22 (略)

23 法**附則第15条第37項**に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

24 法**附則第15条第38項**に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

25 法**附則第15条第41項**に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

26 法**附則第15条第42項**に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

27・28 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 (略)

2～10 (略)

11 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に**規定する書類**を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

12・13 (略)

14 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号)第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

15・16 (略)

12・13 (略)

[新設]

14・15 (略)

(平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)

第10条の4 法附則第16条の2第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日(第54条第6項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第16条の2第6項(同条第7項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、3月31日)までに次の各号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

並びに当該納税義務者が令附則第12条の4第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあっては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係

(2) 法附則第16条の2第1項に規定する被災住宅用地の上に平成28年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号

(3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第16条の2第1項(同条第2項において準用する場合及び同条第6項(同条第7項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由

(4) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

2 法附則第16条の2第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける土地に係る令和5年度分及び令和6年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。

3 法附則第16条の2第4項に規定する特定被災共用土地(以下この項において「特定被災共用土地」という。)に係る固定資産税額の按分の申出は、同項に規定する特定被災共用土地納税義務者(以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。)の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号

又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2) 特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途

(3) 特定被災共用土地に係る法附則第16条の2第3項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途

(4) 各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合

(5) 法附則第16条の2第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法

4 法附則第16条の2第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等(以下この項において「特定仮換地等」という。)に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。

(平成30年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)

第10条の5 法附則第16条の3第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日(第54条第6項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第16条の3第6項(同条第7項において準用する場合を含む。)の規定により読み

替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、3月31日)までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)並びに当該納税義務者が令附則第12条の5第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあつては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係

(2) 法附則第16条の3第1項に規定する被災住宅用地の上に平成30年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号

(3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第16条の3第1項(同条第2項において準用する場合及び同条第6項(同条第7項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由

(4) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

2 法附則第16条の3第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける土地に係る令和5年度分及び令和6年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。

3 法附則第16条の3第4項に規定する特定被災共用土地(以下この項において「特定被災共用土地」という。)に係る固定資産税額の按分の申出

(令和2年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)

は、同項に規定する特定被災共用土地納税義務者(以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。)の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2) 特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途

(3) 特定被災共用土地に係る法附則第16条の3第3項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途

(4) 各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合

(5) 法附則第16条の3第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法

4 法附則第16条の3第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等(以下この項において「特定仮換地等」という。)に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。

(令和2年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)

第10条の4 法**附則第16条の2第1項**(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日(第54条第6項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法**附則第16条の2第6項**(同条第7項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、3月31日)までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称)並びに当該納税義務者が令**附則第12条の4第1項第3号**から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあっては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係
- (2) 法**附則第16条の2第1項**に規定する被災住宅用地の上に令和2年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号
- (3) 当該年度に係る賦課期日において法**附則第16条の2第1項**(同条第2項において準用する場合及び同条第6項(同条第7項において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由

第10条の6 法**附則第16条の4第1項**(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日(第54条第6項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法**附則第16条の4第6項**(同条第7項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、3月31日)までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称)並びに当該納税義務者が令**附則第12条の6第1項第3号**から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあっては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係
- (2) 法**附則第16条の4第1項**に規定する被災住宅用地の上に令和2年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号
- (3) 当該年度に係る賦課期日において法**附則第16条の4第1項**(同条第2項において準用する場合及び同条第6項(同条第7項において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由

(4) (略)

- 2 法**附則第16条の2第1項**(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける土地に係る**令和7年度分及び令和8年度分**の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。
- 3 法**附則第16条の2第4項**に規定する特定被災共用土地(以下この項において「特定被災共用土地」という。)に係る固定資産税額の按分の申出は、同条第4項に規定する特定被災共用土地納税義務者(以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。)の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。
 - (1)・(2) (略)
 - (3) 特定被災共用土地に係る法**附則第16条の2第3項**に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
 - (4) (略)
 - (5) 法**附則第16条の2第3項**の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法
- 4 法**附則第16条の2第9項**の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等(以下この項において「特定仮換地等」という。)に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」

(4) (略)

- 2 法**附則第16条の4第1項**(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける土地に係る**令和5年度分及び令和6年度分**の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。
- 3 法**附則第16条の4第4項**に規定する特定被災共用土地(以下この項において「特定被災共用土地」という。)に係る固定資産税額の按分の申出は、同条第4項に規定する特定被災共用土地納税義務者(以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。)の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。
 - (1)・(2) (略)
 - (3) 特定被災共用土地に係る法**附則第16条の4第3項**に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
 - (4) (略)
 - (5) 法**附則第16条の4第3項**の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法
- 4 法**附則第16条の4第9項**の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等(以下この項において「特定仮換地等」という。)に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」

とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。

(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)

第16条の2の2 令和8年4月1日以後に第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等(次項において「売渡し等」という。)が行われた加熱式たばこ(第92条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。)に係る第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ(第92条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。)の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ(たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。)を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ(当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。) 当該加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。)の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算す

とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。

[新設]

る方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ(第93条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。)のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

(1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

(2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ(第93条の2の規定により製造た

ばことみなされるものを除く。)と併せて喫煙の用に供される加熱式
たばこ(同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。)であ
つて当該加熱式たばこのみの品目のもの

承認第 2 号

笛吹市都市計画税条例の一部改正についての専決処分の承認を求め
ることについて

笛吹市都市計画税条例の一部を改正する条例(令和 7 年笛吹市条例第 14 号)について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、これを報告し、承認を求める。

提案理由

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が令和 7 年 3 月 31 日に公布され、一部の規定を除き令和 7 年 4 月 1 日に施行されたことに伴い、笛吹市都市計画税条例の一部を改正する必要性が生じ、笛吹市都市計画税条例の一部改正について専決処分したので、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により本案を提出するものである。



専決第2号

専 決 処 分 書

笛吹市都市計画税条例の一部改正について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年3月31日

笛吹市長 山下 政 樹



笛吹市都市計画税条例の一部改正について

笛吹市都市計画税条例(平成16年笛吹市条例第63号)の一部を改正する条例を別紙のように定める。

専決処分理由

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が令和7年3月31日に公布され、一部の規定を除き令和7年4月1日に施行されることに伴い、笛吹市都市計画税条例の一部を改正する必要性が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

笛吹市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月31日

笛吹市長 

笛吹市条例第14号

笛吹市都市計画税条例の一部を改正する条例

笛吹市都市計画税条例(平成16年笛吹市条例第63号)の一部を次のように改正する。

附則第7項(見出しを含む。)中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改める。

附則第8項(見出しを含む。)中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改める。

附則第9項(見出しを含む。)中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改める。

附則第20項中「第34項まで、第37項、第38項、第42項若しくは第45項」を「第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の笛吹市都市計画税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和6年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

笛吹市都市計画税条例(平成16年笛吹市条例第63号)新旧対照表

改正案	現行
<p>附 則</p> <p>(法附則第15条第36項の条例で定める割合)</p> <p>7 法附則第15条第36項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>(法附則第15条第37項の条例で定める割合)</p> <p>8 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>(法附則第15条第41項の条例で定める割合)</p> <p>9 法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>(市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例)</p> <p>20 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p>	<p>附 則</p> <p>(法附則第15条第37項の条例で定める割合)</p> <p>7 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>(法附則第15条第38項の条例で定める割合)</p> <p>8 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>(法附則第15条第42項の条例で定める割合)</p> <p>9 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>(市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例)</p> <p>20 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第34項まで、第37項、第38項、第42項若しくは第45項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p>

承認第 3 号

笛吹市国民健康保険税条例の一部改正についての専決処分の承認
を求めることについて

笛吹市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(令和 7 年笛吹市条例第 15 号)について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、これを報告し、承認を求める。

提案理由

地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令が令和 7 年 3 月 31 日に公布され、一部の規定を除き令和 7 年 4 月 1 日に施行されたことに伴い、笛吹市国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じ、笛吹市国民健康保険税条例の一部改正について専決処分したので、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により本案を提出するものである。



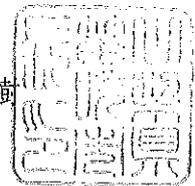
専決第3号

専 決 処 分 書

笛吹市国民健康保険税条例の一部改正について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年3月31日

笛吹市長 山下 政 樹



笛吹市国民健康保険税条例の一部改正について

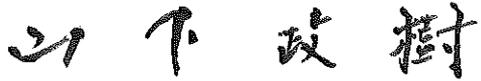
笛吹市国民健康保険税条例(平成16年笛吹市条例第64号)の一部を改正する条例を別紙のように定める。

専決処分理由

地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令が令和7年3月31日に公布され、一部の規定を除き令和7年4月1日に施行されることに伴い、笛吹市国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

笛吹市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

笛吹市長 

笛吹市条例第 15 号

笛吹市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

笛吹市国民健康保険税条例(平成 16 年笛吹市条例第 64 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項ただし書中「65 万円」を「66 万円」に改め、同条第 3 項ただし書中「24 万円」を「26 万円」に改める。

第 23 条第 1 項中「65 万円」を「66 万円」に、「24 万円」を「26 万円」に改め、同項第 2 号中「29 万 5,000 円」を「30 万 5,000 円」に改め、同項第 3 号中「54 万 5,000 円」を「56 万円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の笛吹市国民健康保険税条例の規定は、令和 7 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 6 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

笛吹市国民健康保険税条例(平成16年笛吹市条例第64号)新旧対照表

改正案	現行
<p>(課税額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が66万円を超える場合には、基礎課税額は、66万円とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が26万円を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、26万円とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額から当該各号ア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から当該各号ウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が65万円を超える場合には、基礎課税額は、65万円とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が24万円を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、24万円とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額から当該各号ア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から当該各号ウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当</p>

該減額して得た額が**26万円**を超える場合には、**26万円**並びに同条第4項本文の介護納付金課税額から当該各号オ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1) (略)

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき**30万5,000円**を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～カ (略)

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき**56万円**を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～カ (略)

2・3 (略)

該減額して得た額が**24万円**を超える場合には、**24万円**並びに同条第4項本文の介護納付金課税額から当該各号オ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1) (略)

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき**29万5,000円**を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～カ (略)

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき**54万5,000円**を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～カ (略)

2・3 (略)

議案第 50 号

笛吹市営市部駐車場条例の制定について
笛吹市営市部駐車場条例を次のように定める。

笛吹市条例第 号

笛吹市営市部駐車場条例

(設置)

第1条 市が開催する行事等の参加者の利便性を高めるため、笛吹市営市部駐車場(以下「駐車場」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 笛吹市営市部駐車場

位置 笛吹市石和町市部711番地

(管理)

第3条 駐車場の管理は、市長が行う。

(供用日等)

第4条 駐車場の供用日は、市が開催する行事等の開催日とする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

2 駐車場の供用時間は、終日とする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、駐車場の管理運営上必要があると認めるときは、駐車場の供用時間を変更し、又は駐車場の一部若しくは全部の使用を休止することができる。

(駐車できる自動車等)

第5条 駐車場に駐車できる自動車(以下「自動車」という。)は、道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号に規定する自動車とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(行為の禁止)

第6条 駐車場においては、正当な理由がなく次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 他の自動車の駐車を妨げる行為

(2) 駐車場の施設、設備その他の物件を損傷し、又は滅失するおそれのある行為

(3) 前2号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのある行為

(駐車拒否等)

第7条 市長は、駐車場を利用する者が次の各号のいずれかに該当するときは、

駐車場の利用を拒否し、又は自動車を出場させることができる。

- (1) 自動車が発火性、引火性又は爆発性の物品を積載しているとき。
- (2) この条例に違反し、又は駐車場の係員の指示に従わないとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(使用料)

第8条 駐車場の使用料は、無料とする。

(損害賠償の義務)

第9条 故意又は過失により駐車場の施設又は設備を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(免責)

第10条 市は、駐車場における事故、盗難その他の市の責めに帰さない理由によって生じた損害については、その責任を負わない。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和7年9月1日から施行する。

提案理由

市が開催する行事等の参加者の利便性を高めるため、笛吹市営市部駐車場を設置する必要がある。これが、本条例案を提出する理由である。

議案第 51 号

笛吹市児童館条例の一部改正について

笛吹市児童館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

笛吹市条例第 号

笛吹市児童館条例の一部を改正する条例

笛吹市児童館条例(平成 16 年笛吹市条例第 124 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「児童厚生施設」の次に「その他の子どもの健やかな成長に資するための施設」を加える。

第 3 条第 3 号中「前 2 号」を「前 3 号」に改め、同号を同条第 4 号とし、同条第 2 号の次に次の 1 号を加える。

- (3) 児童福祉法第 6 条の 3 第 6 項に規定する地域子育て支援拠点事業の実施に関する事(笛吹市一宮児童館及び笛吹市御坂児童センターに限る。)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

笛吹市児童館が行う事業に子育て支援センター事業を追加することに伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、本改正案を提出する理由である。

笛吹市児童館条例(平成16年笛吹市条例第124号)新旧対照表

改正案	現行
<p>(設置)</p> <p>第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第40条に規定する児童厚生施設 その他の子どもの健やかな成長に資するための施設として、笛吹市児童館(以下「児童館」という。)を設置する。</p> <p>(事業)</p> <p>第3条 児童館は、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 児童福祉法第6条の3第6項に規定する地域子育て支援拠点事業の実施に関する事(笛吹市一宮児童館及び笛吹市御坂児童センターに限る。)</u></p> <p><u>(4) 前3号</u>に掲げるもののほか、児童の健全な育成に関する事。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第40条に規定する児童厚生施設 _____として、笛吹市児童館(以下「児童館」という。)を設置する。</p> <p>(事業)</p> <p>第3条 児童館は、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>[新設]</p> <p><u>(3) 前2号</u>に掲げるもののほか、児童の健全な育成に関する事。</p>

議案第 52 号

笛吹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び笛吹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

笛吹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び笛吹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

笛吹市条例第 号

笛吹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び笛吹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(笛吹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 1 条 笛吹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成 26 年笛吹市条例第 14 号)の一部を次のように改正する。

第 37 条第 1 項中「第 42 条第 3 項第 1 号」を「第 42 条第 3 項」に、「同号」を「第 42 条第 3 項」に改める。

第 42 条第 1 項中「第 5 項」を「第 7 項」に改め、同項第 1 号中「を行う」を「(次項において「保育内容支援」という。)を実施する」に改め、同項第 3 号中「第 4 項第 1 号」を「第 6 項第 1 号」に改め、同条中第 9 項を第 11 項とし、第 4 項から第 8 項までを 2 項ずつ繰り下げ、同条第 3 項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第 1 項第 2 号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

第 42 条第 3 項第 1 号中「当該特定地域型保育事業者」を「特定地域型保育事業者」に、「小規模保育事業 A 型若しくは小規模保育事業 B 型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業 A 型事業者等」という。)」を「小規模保育事業 A 型事業者等」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 2 項各号列記以外の部分中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第 2 号」を「第 1 項第 2 号」に改め、同項第 1 号及び第 2 号を次のように改める。

- (1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

- ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
 - イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。
- (2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第 42 条第 2 項を同条第 4 項とし、同条第 1 項の次に次の 2 項を加える。

- 2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第 1 号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

- 3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業 A 型若しくは小規模保育事業 B 型又は事業所内保育事業を行う者(第 5 項において「小規模保育事業 A 型事業者等」という。)であって、第 1 項第 1 号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

附則第 5 条中「10 年」を「15 年」に改める。

(笛吹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 2 条 笛吹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26 年笛吹市条例第 15 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項第 1 号中「を行う」を「(次項において「保育内容支援」という。)を実施する」に改め、同項第 3 号中「第 4 項第 1 号」を「第 6 項第 1 号」に改め、同条中第 5 項を第 7 項とし、第 4 項を第 6 項とし、同条第 3 項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第 1 項第 2 号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

第 6 条第 3 項第 1 号中「当該家庭的保育事業者等」を「家庭的保育事業者等」に改め、「第 27 条に規定する小規模保育事業 A 型若しくは小規模保育事業 B 型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業 A 型事業者等」という。)」を「小規模保育事業 A 型事業者等」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 2 項中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第 2 号」を「第 1 項第 2 号」に改め、同項第 1 号及び第 2 号を次のように改める。

(1) 家庭的保育事業者等が代替保育内容支援連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第 6 条第 2 項を同条第 4 項とし、同条第 1 項の次に次の 2 項を加える。

2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第 1 号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第 27 条に規定する小規模保育事業 A 型若しくは小規模保育事業 B 型又は事業所内保育事業を行う者(第 5 項において「小規模保育事業 A 型事業者等」という。)であって、第 1 項第 1 号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

第 16 条第 1 項第 2 号中「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改める。
附則第 3 条中「10 年」を「15 年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

国が定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、本改正案を提出する理由である。

【第1条関係】 笛吹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年笛吹市条例第14号)新旧対照表

改正案	現行
<p>(利用定員)</p> <p>第37条 特定地域型保育事業(事業所内保育事業を除く。)の利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第27条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項において同じ。)及び小規模保育事業B型(同令第27条に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項において同じ。)にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型(同条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。)にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第7項までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、山間地その他の地域であつて、連携施設の確保が著しく困難で</p>	<p>(利用定員)</p> <p>第37条 特定地域型保育事業(事業所内保育事業を除く。)の利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第27条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項第1号において同じ。)及び小規模保育事業B型(同令第27条に規定する小規模保育事業B型をいう。同号において同じ。)にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型(同条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。)にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、山間地その他の地域であつて、連携施設の確保が著しく困難で</p>

あると市が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

(1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援(次項において「保育内容支援」という。)を実施すること。

(2) (略)

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあっては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

あると市が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

(1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。

(2) (略)

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあっては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

[新設]

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。)であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

4 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

[新設]

2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

(1) **特定地域型保育事業者** が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 **小規模保育事業A型事業者等**

(2) (略)

6~11 (略)

附 則

(連携施設に関する経過措置)

第5条 特定地域型保育事業者(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して**15年**を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) **当該特定地域型保育事業者**が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 **小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。)**

(2) (略)

4~9 (略)

附 則

(連携施設に関する経過措置)

第5条 特定地域型保育事業者(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して**10年**を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

【第2条関係】 笛吹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年笛吹市条例第15号)新旧対照表

改正案	現行
<p>(保育所等との連携)</p> <p>第6条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。以下この条、次条第1項、第7条の3第2項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに附則第3条において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(それぞれ子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項に規定する保育所、幼稚園又は認定保育園をいう。以下同じ。)(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、山間地その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。)を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。</p> <p>(1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援(次項において「保育内容支援」という。)</p>	<p>(保育所等との連携)</p> <p>第6条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。以下この条、次条第1項、第7条の3第2項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに附則第3条において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(それぞれ子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項に規定する保育所、幼稚園又は認定保育園をいう。以下同じ。)(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、山間地その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。)を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。</p> <p>(1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援<u>を行う</u></p>

を実施すること。

(2) (略)

(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業(法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。))の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者

_____こと。

(2) (略)

(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業(法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。))の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

[新設]

[新設]

(第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。)であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

4 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が代替保育内容支援連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

(1) 家庭的保育事業者等が家庭的保育事業者等を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者

2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業者等を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第27条に規定する小規模保

等

(2) (略)

6・7 (略)

(食事の提供の特例)

第16条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設(以下「搬入施設」という。)において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(1) (略)

(2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村等の**栄養士又は管理栄養士**により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、**栄養士又は管理栄養士**による必要な配慮が行われること。

(3)～(5) (略)

2 (略)

附 則

(連携施設に関する経過措置)

育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。)

(2) (略)

4・5 (略)

(食事の提供の特例)

第16条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設(以下「搬入施設」という。)において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(1) (略)

(2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村等の**栄養士**により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、**栄養士**による必要な配慮が行われること。

(3)～(5) (略)

2 (略)

附 則

(連携施設に関する経過措置)

第3条 家庭的保育事業者等(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

第3条 家庭的保育事業者等(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

議案第 53 号

令和 7 年度笛吹市一般会計補正予算(第 1 号)について

令和 7 年度笛吹市一般会計の補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,003,934 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 46,497,036 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第 3 条 債務負担行為の追加及び変更は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第 4 条 地方債の変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
15	国庫支出金	5,883,110	614,384	6,497,494
	1 国庫負担金	4,712,438	1,915	4,714,353
	2 国庫補助金	1,150,742	609,465	1,760,207
	3 国庫委託金	19,930	3,004	22,934
16	県支出金	2,366,648	36,475	2,403,123
	2 県補助金	602,849	36,275	639,124
	3 県委託金	211,661	200	211,861
19	繰入金	6,144,256	250,396	6,394,652
	2 基金繰入金	6,144,256	250,396	6,394,652
21	諸収入	250,587	28,479	279,066
	4 雑入	203,898	28,479	232,377
22	市債	5,599,100	74,200	5,673,300
	1 市債	5,599,100	74,200	5,673,300
	歳 入 合 計	45,493,102	1,003,934	46,497,036

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	6,674,248	173,853	6,848,101
	1 総務管理費	5,964,766	157,105	6,121,871
	2 徴税費	402,031	9,468	411,499
	3 戸籍住民基本台帳費	208,351	7,280	215,631
3	民生費	15,129,775	639,062	15,768,837
	1 社会福祉費	6,279,057	625,491	6,904,548
	2 児童福祉費	7,081,788	5,687	7,087,475
	3 生活保護費	1,768,930	7,884	1,776,814
4	衛生費	1,896,967	21,501	1,918,468
	1 保健衛生費	850,433	12,295	862,728
	2 環境衛生費	443,653	4,201	447,854
	4 環境対策費	104,129	5,005	109,134
6	農林水産業費	982,010	9,238	991,248
	1 農業費	926,996	9,238	936,234
7	商工費	461,096	8,270	469,366
	1 商工費	461,096	8,270	469,366
8	土木費	2,936,758	23,093	2,959,851
	1 土木管理費	199,504	2,911	202,415
	2 道路橋梁費	995,352	113	995,465
	3 河川費	115,033	1,529	116,562
	4 都市計画費	1,600,626	18,540	1,619,166
9	消防費	2,032,385	32,638	2,065,023
	1 消防費	2,032,385	32,638	2,065,023
10	教育費	5,222,834	96,279	5,319,113
	1 教育総務費	731,733	6,119	737,852
	2 小学校費	500,045	△35,668	464,377

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	3 中学校費	1,182,061	629	1,182,690
	4 社会教育費	1,475,015	90,781	1,565,796
	5 保健体育費	440,813	31,570	472,383
	6 学校給食費	893,167	2,848	896,015
	歳 出 合 計	45,493,102	1,003,934	46,497,036

第2表 繰越明許費補正

1. 追加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
10 教育費	4 社会教育費	八代総合会館改修事業	228,405

第3表 債務負担行為補正

1. 追加

(単位：千円)

事 項	期 間	限度額
石和ふれあいセンター（なごみの湯）臨時駐車場LED照明リース料	令和8年度 から 令和9年度	71

2. 変更

(単位：千円)

事 項	変 更 前		変 更 後	
	期 間	限度額	期 間	限度額
新学校給食センター建設事業における基本・実施設計業務委託料	令和8年度	44,565	令和8年度	48,118

第4表 地方債補正

1. 変更

(単位：千円)

起債の 目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の 方法	利率	償還の 方法	限度額	起債の 方法	利率	償還の 方法
一般事業債	1,176,300	証書 又は 証券 発行	年5.0% 以内 (ただし、 利率見直 し方式で 借入れる 資金につ いて、利 率見直し を行った 後におい ては、当 該利率見 直し後の 利率とす る。)	政府資金につ いては、その融 資条件により、 銀行その他の場 合には、その債 権者と協定する ものとする。 より据置期間及 び償還期限を短 縮し、若しくは 繰上償還又は低 利に借換えをす ることができる。	1,242,100	補正前 に同じ	補正前 に同じ	補正前 に同じ
緊急防災・減災 事業債	780,600				786,100			
学校教育施設等 整備事業債	551,200				528,900			
公共施設等適正 管理推進事業債	0				11,000			
一般補助施設整 備等事業債	0				14,200			

議案第 54 号

令和 7 年度笛吹市国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)について

令和 7 年度笛吹市国民健康保険特別会計の補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 846 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7,623,199 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
4	県支出金	5,092,209	248	5,092,457
	1 県補助金	5,092,209	248	5,092,457
6	繰入金	718,868	598	719,466
	1 他会計繰入金	579,266	598	579,864
	歳 入 合 計	7,622,353	846	7,623,199

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	147,476	598	148,074
	1 総務管理費	132,521	598	133,119
2	保険給付費	4,972,262	248	4,972,510
	2 高額療養費	638,940	248	639,188
	歳 出 合 計	7,622,353	846	7,623,199

議案第 55 号

令和 7 年度笛吹市介護保険特別会計補正予算(第 1 号)について

令和 7 年度笛吹市介護保険特別会計の補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,800 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7,218,840 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3	国庫支出金	1,689,279	1,240	1,690,519
	2 国庫補助金	442,629	1,240	443,869
5	県支出金	973,999	620	974,619
	2 県補助金	51,788	620	52,408
7	繰入金	1,247,314	3,940	1,251,254
	1 一般会計繰入金	1,137,314	3,940	1,141,254
	歳 入 合 計	7,213,040	5,800	7,218,840

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	184,508	3,320	187,828
	1 総務管理費	102,355	2,662	105,017
	3 介護認定審査会費	70,825	658	71,483
4	地域支援事業費	331,735	3,221	334,956
	2 包括的支援事業費	134,363	3,221	137,584
7	予備費	19,395	△741	18,654
	1 予備費	19,395	△741	18,654
	歳 出 合 計	7,213,040	5,800	7,218,840

議案第 56 号

令和 7 年度笛吹市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)につ
いて

令和 7 年度笛吹市後期高齢者医療特別会計の補正予算(第 1 号)は、次に定め
るところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,993 千円を追加し、歳入歳
出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,248,362 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の
歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3	繰入金	1,160,871	4,993	1,165,864
	1 一般会計繰入金	1,160,871	4,993	1,165,864
	歳 入 合 計	2,243,369	4,993	2,248,362

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	20,868	4,993	25,861
	1 総務管理費	14,669	4,993	19,662
	歳 出 合 計	2,243,369	4,993	2,248,362

議案第 57 号

令和 7 年度笛吹市水道事業会計補正予算(第 1 号)について

令和 7 年度笛吹市水道事業会計の補正予算(第 1 号)は、別冊に定めるところによる。

提案理由

地方公営企業法第 24 条の規定により、議会に提出する必要がある。

議案第57号 別冊

令和 7 年度

笛吹市水道事業会計補正予算

(第 1 号)

令和7年度 笛吹市水道事業会計補正予算（第1号）

第 1 条 令和7年度笛吹市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和7年度笛吹市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた、収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収 入	(科 目)	(既決予算額)	(補正予算額)	(計)
第 1 款	水 道 事 業 収 益	1,721,266 千円	3,463 千円	1,724,729 千円
第 2 項	営 業 外 収 益	401,165 千円	3,463 千円	404,628 千円
支 出	(科 目)	(既決予算額)	(補正予算額)	(計)
第 1 款	水 道 事 業 費 用	1,721,266 千円	3,463 千円	1,724,729 千円
第 1 項	営 業 費 用	1,585,297 千円	3,463 千円	1,588,760 千円

第 3 条 予算第4条本文中括弧中、「不足する額573,390千円」を「不足する額573,188千円」に改め、不足する額は損益勘定留保資金等で補てし、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

支 出	(科 目)	(既決予算額)	(補正予算額)	(計)
第 1 款	資 本 的 支 出	1,186,699 千円	△ 202 千円	1,186,497 千円
第 1 項	建 設 改 良 費	742,262 千円	△ 202 千円	742,060 千円

第 4 条 予算第9条に定めた、一般会計からの補助金の金額を次のように改める。

(既決予算額)	(補正予算額)	(計)
272,100 千円	3,463 千円	275,563 千円

令和7年度 補正予算実施計画
収益的收入及び支出

収 入

			(千円)			
款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1	水道事業収益		1,721,266	3,463	1,724,729	
	2	営業外収益	401,165	3,463	404,628	
		2 他会計補助金	272,100	3,463	275,563	

支 出

			(千円)			
款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1	水道事業費用		1,721,266	3,463	1,724,729	
	1	営業費用	1,585,297	3,463	1,588,760	
		4 総係費	251,842	3,463	255,305	

令和7年度 補正予算実施計画
資本的收入及び支出

支 出

(千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1	資本的支出		1,186,699	△ 202	1,186,497	
	1	建設改良費	742,262	△ 202	742,060	
		1 水道建設費	740,123	△ 202	739,921	

令和7年度 補正予算内訳書
収益の収入及び支出

収 入

(千円)

款・項	目	既決予定額	補正予定額	計	明 細		
					節・細節	金 額	附 記
1 水道事業収益		1,721,266	3,463	1,724,729			
	2 営業外収益	401,165	3,463	404,628			
	2 他会計補助金	272,100	3,463	275,563	他会計補助金	3,463	一般会計補助金

支 出

(千円)

款・項	目	既決予定額	補正予定額	計	明 細		
					節・細節	金 額	附 記
1 水道事業費用		1,721,266	3,463	1,724,729			
	1 営業費用	1,585,297	3,463	1,588,760			
	4 総係費	251,842	3,463	255,305	給料	1,349	
					手当	1,086	
					法定福利費	852	
					退職手当組合 負担金	176	

令和7年度 補正予算内訳書
資本的收入及び支出

支 出

(千円)

款・項	目	既決予定額	補正予定額	計	明 細		附 記
					節・細節	金 額	
1	資本的支出	1,186,699	△ 202	1,186,497			
	1 建設改良費	742,262	△ 202	742,060			
	1 水道建設費	740,123	△ 202	739,921	給料	△ 552	
					手当	488	
					法定福利費	△ 138	

給 与 費 明 細 書

水道事業会計

1 一般職
(1) 総括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				法定福利費 (千円)	合計 (千円)	
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	損益勘定 支弁職員	11	0	46,262	31,614	77,876	22,370	100,246
	資本勘定 支弁職員	6	0	23,011	14,254	37,265	10,217	47,482
	合 計	17	0	69,273	45,868	115,141	32,587	147,728
補正前	損益勘定 支弁職員	11	0	44,913	30,528	75,441	21,342	96,783
	資本勘定 支弁職員	6	0	23,563	13,766	37,329	10,355	47,684
	合 計	17	0	68,476	44,294	112,770	31,697	144,467
比 較	損益勘定 支弁職員	0	0	1,349	1,086	2,435	1,028	3,463
	資本勘定 支弁職員	0	0	△ 552	488	△ 64	△ 138	△ 202
	合 計	0	0	797	1,574	2,371	890	3,261

職員手当の内訳	区 分	管理職 手当 (千円)	扶 養 手当 (千円)	通 勤 手当 (千円)	住 居 手当 (千円)	寒冷地 手当 (千円)	超過勤 務手当 (千円)	児 童 手当 (千円)	期末勤 勉手当 (千円)	特殊勤 務手当 (千円)	宿日直 手当 (千円)	退 職 手当 (千円)
	補正後	3,665	2,298	547	1,420	0	1,567	1,680	34,678	0	13	0
	補正前	3,582	1,812	545	882	0	1,567	1,560	34,333	0	13	0
	比 較	83	486	2	538	0	0	120	345	0	0	0

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				法定福利費 (千円)	合計 (千円)
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)		
補正後	17	0	69,273	45,868	115,141	32,587	147,728
補正前	17	0	68,476	44,294	112,770	31,697	144,467
比較	0	0	797	1,574	2,371	890	3,261

職員手当の内訳	区 分	管理職 手当 (千円)	扶 養 手当 (千円)	通 勤 手当 (千円)	住 居 手当 (千円)	寒冷地 手当 (千円)	超過勤 務手当 (千円)	児 童 手当 (千円)	期末勤 勉手当 (千円)	特殊勤 務手当 (千円)	宿日直 手当 (千円)	退 職 手当 (千円)
	補正後	3,665	2,298	547	1,420	0	1,567	1,680	34,678	0	13	0
	補正前	3,582	1,812	545	882	0	1,567	1,560	34,333	0	13	0
	比 較	83	486	2	538	0	0	120	345	0	0	0

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				法定福利費 (千円)	合計 (千円)
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)		
補正後	0	0	0	0	0	0	0
補正前	0	0	0	0	0	0	0
比較	0	0	0	0	0	0	0

職員手当の内訳	区 分	管理職 手当 (千円)	扶 養 手当 (千円)	通 勤 手当 (千円)	住 居 手当 (千円)	寒冷地 手当 (千円)	超過勤 務手当 (千円)	児 童 手当 (千円)	期末勤 勉手当 (千円)	特殊勤 務手当 (千円)	宿日直 手当 (千円)	退 職 手当 (千円)
	補正後	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	補正前	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳		説 明	備 考
		(千円)			
給 料	797	給与改定に伴う増減分	0		
		その他の増減分	797	人事異動等に伴う増	
職員手当	1,574	制度改正に伴う増減分	0		
		その他の増減分	1,574	人事異動等に伴う増	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たりの給与

区 分		行政職
令和7年6月1日現在	平均給料月額 (円)	339,574
	平均給与月額 (円)	378,446
	平均年齢 (歳)	42.9
令和7年1月1日現在	平均給料月額 (円)	335,667
	平均給与月額 (円)	369,103
	平均年齢 (歳)	42.1

イ 初任給

区分	行政職 (円)	一般会計の制度	
		行政職 (円)	
高 校 卒	188,000	188,000	
短 大 卒	201,000	201,000	
大 学 卒	220,000	220,000	

ウ 級別職員数

区 分	行政職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和7年6月1日現在	7	1	5.9%
	6	2	11.8%
	5	2	11.8%
	4	6	35.3%
	3	1	5.9%
	2	3	17.6%
	1	2	11.8%
	計	17	100.0%
令和7年1月1日現在	7	1	5.9%
	6	1	5.9%
	5	3	17.6%
	4	6	35.3%
	3	1	5.9%
	2	3	17.6%
	1	2	11.8%
	計	17	100.0%

(級別の標準的な職務内容)

区 分	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級
行 政 職	部長	課長	課長補佐・主幹	副主幹	主査	主任	主事

エ 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の級等による加算措置
	6月 (月分)	12月 (月分)		
補 正 後	2.25	2.35	4.6	有
補 正 前	2.25	2.35	4.6	有
一般会計の 制 度	2.25	2.35	4.6	有

オ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区分	20年勤続の 者 (月分)	25年勤続の 者 (月分)	35年勤続の 者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置	
一般会計の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置	

カ 地域手当

支給対象地域	なし
支給率 (%)	0
支給対象職員数 (人)	0
国の指定基準に基 づく支給率 (%)	0

キ 特殊勤務手当

区 分	全職種	代表的な職種	
		一般職	
給料総額に対する比率 (%)	0	0	
支給対象職員の比率 (%) (令和7年6月1日現在)	0	0	
代表的な特殊勤務手当の名称			

ク その他の手当

区 分	一般会計の制度との異同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	同	なし
住 居 手 当	同	なし
通 勤 手 当	同	なし

議案第 58 号

令和 7 年度笛吹市公共下水道事業会計補正予算(第 1 号)について

令和 7 年度笛吹市公共下水道事業会計の補正予算(第 1 号)は、別冊に定めるところによる。

提案理由

地方公営企業法第 24 条の規定により、議会に提出する必要がある。

議案第58号 別冊

令和 7 年度

笛吹市公共下水道事業会計補正予算

(第 1 号)

令和7年度 笛吹市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

第 1 条 令和7年度笛吹市公共下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和7年度笛吹市公共下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた、収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収 入	(科 目)	(既決予算額)	(補正予算額)	(計)
第 1 款	下 水 道 事 業 収 益	2,003,754 千円	29,342 千円	2,033,096 千円
第 2 項	営 業 外 収 益	1,285,384 千円	29,342 千円	1,314,726 千円
支 出	(科 目)	(既決予算額)	(補正予算額)	(計)
第 1 款	下 水 道 事 業 費 用	2,003,754 千円	29,342 千円	2,033,096 千円
第 1 項	営 業 費 用	1,826,188 千円	29,342 千円	1,855,530 千円

第 3 条 予算第10条に定めた、一般会計からの補助金の金額を次のように改める。

(既決予算額)	(補正予算額)	(計)
851,403 千円	29,342 千円	880,745 千円

令和7年度 補正予算実施計画
収益の収入及び支出

収入

(千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1	下水道事業収益		2,003,754	29,342	2,033,096	
	2	営業外収益	1,285,384	29,342	1,314,726	
		2 他会計補助金	851,403	29,342	880,745	

支出

(千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1	下水道事業費用		2,003,754	29,342	2,033,096	
	1	営業費用	1,826,188	29,342	1,855,530	
		1 管渠費	119,311	24,017	143,328	
		2 総係費	84,188	5,325	89,513	

令和7年度 補正予算内訳書
収益の収入及び支出

収入

(千円)

款・項	目	既決予定額	補正予定額	計	明 細		
					節・細節	金額	附 記
1	下水道事業収益	2,003,754	29,342	2,033,096			
	2 営業外収益	1,285,384	29,342	1,314,726			
	2 他会計補助金	851,403	29,342	880,745	一般会計補助金	29,342	

支出

(千円)

款・項	目	既決予定額	補正予定額	計	明 細		
					節・細節	金額	附 記
1	下水道事業費用	2,003,754	29,342	2,033,096			
	1 営業費用	1,826,188	29,342	1,855,530			
	1 管渠費	119,311	24,017	143,328	修繕費	10,582	
					委託料	13,435	
	2 総係費	84,188	5,325	89,513	給料	3,158	
					手当	1,049	
					法定福利費	707	
					退職手当組合 負担金	411	

給 与 費 明 細 書

公共下水道事業会計

1 一般職
(1) 総括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				法定福利費 (千円)	合計 (千円)	
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	損益勘定 支弁職員	5	0	19,334	12,576	31,910	9,013	40,923
	資本勘定 支弁職員	3	0	13,284	8,258	21,542	6,027	27,569
	合 計	8	0	32,618	20,834	53,452	15,040	68,492
補正前	損益勘定 支弁職員	4	0	16,176	11,527	27,703	7,895	35,598
	資本勘定 支弁職員	3	0	13,284	8,258	21,542	6,027	27,569
	合 計	7	0	29,460	19,785	49,245	13,922	63,167
比 較	損益勘定 支弁職員	1	0	3,158	1,049	4,207	1,118	5,325
	資本勘定 支弁職員	0	0	0	0	0	0	0
	合 計	1	0	3,158	1,049	4,207	1,118	5,325

職員手当の内訳	区 分	管理職 手当 (千円)	扶 養 手当 (千円)	通 勤 手当 (千円)	住 居 手当 (千円)	寒冷地 手当 (千円)	超過勤 務手当 (千円)	児 童 手当 (千円)	期末勤 勉手当 (千円)	特殊勤 務手当 (千円)	宿日直 手当 (千円)	退 職 手当 (千円)
	補正後	1,534	720	245	996	0	934	720	15,652	0	33	0
	補正前	1,606	1,134	223	330	0	934	720	14,811	0	27	0
	比 較	△ 72	△ 414	22	666	0	0	0	841	0	6	0

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				法定福利費 (千円)	合計 (千円)
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)		
補正後	8	0	32,618	20,834	53,452	15,040	68,492
補正前	7	0	29,460	19,785	49,245	13,922	63,167
比較	1	0	3,158	1,049	4,207	1,118	5,325

職員手当の内訳	区 分	管理職 手当 (千円)	扶 養 手当 (千円)	通 勤 手当 (千円)	住 居 手当 (千円)	寒冷地 手当 (千円)	超過勤 務手当 (千円)	児 童 手当 (千円)	期末勤 勉手当 (千円)	特殊勤 務手当 (千円)	宿日直 手当 (千円)	退 職 手当 (千円)
	補正後	1,534	720	245	996	0	934	720	15,652	0	33	0
	補正前	1,606	1,134	223	330	0	934	720	14,811	0	27	0
	比 較	△ 72	△ 414	22	666	0	0	0	841	0	6	0

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				法定福利費 (千円)	合計 (千円)
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)		
補正後	0	0	0	0	0	0	0
補正前	0	0	0	0	0	0	0
比較	0	0	0	0	0	0	0

職員手当の内訳	区 分	管理職 手当 (千円)	扶 養 手当 (千円)	通 勤 手当 (千円)	住 居 手当 (千円)	寒冷地 手当 (千円)	超過勤 務手当 (千円)	児 童 手当 (千円)	期末勤 勉手当 (千円)	特殊勤 務手当 (千円)	宿日直 手当 (千円)	退 職 手当 (千円)
	補正後	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	補正前	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳		説 明	備 考
		(千円)			
給 料	3,158	給与改定に伴う増減分	0		
		その他の増減分	3,158	人事異動等に伴う増	
職員手当	1,049	制度改正に伴う増減分	0		
		その他の増減分	1,049	人事異動等に伴う増	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たりの給与

区 分		行政職
令和7年6月1日現在	平均給料月額 (円)	339,771
	平均給与月額 (円)	376,177
	平均年齢 (歳)	42.8
令和7年1月1日現在	平均給料月額 (円)	350,714
	平均給与月額 (円)	389,917
	平均年齢 (歳)	47.4

イ 初任給

区分	行政職 (円)	一般会計の制度	
		行政職 (円)	
高 校 卒	188,000	188,000	
短 大 卒	201,000	201,000	
大 学 卒	220,000	220,000	

ウ 級別職員数

区 分	行政職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和7年6月1日現在	7		0.0%
	6	1	12.5%
	5	2	25.0%
	4	3	37.5%
	3		0.0%
	2	1	12.5%
	1	1	12.5%
	計	8	100.0%
令和7年1月1日現在	7		0.0%
	6	1	14.3%
	5	2	28.6%
	4	2	28.6%
	3	1	14.3%
	2		0.0%
	1	1	14.3%
	計	7	100.0%

(級別の標準的な職務内容)

区 分	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級
行 政 職	部長	課長	課長補佐・主幹	副主幹	主査	主任	主事

エ 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の級等による加算措置
	6月(月分)	12月(月分)		
補 正 後	2.25	2.35	4.6	有
補 正 前	2.25	2.35	4.6	有
一般会計の 制 度	2.25	2.35	4.6	有

オ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区分	20年勤続の 者(月分)	25年勤続の 者(月分)	35年勤続の 者(月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置	
一般会計の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置	

カ 地域手当

支給対象地域	なし
支給率(%)	0
支給対象職員数 (人)	0
国の指定基準に基 づく支給率(%)	0

キ 特殊勤務手当

区 分	全職種	代表的な職種	
		一般職	
給料総額に対する比率(%)	0	0	
支給対象職員の比率(%) (令和7年6月1日現在)	0	0	
代表的な特殊勤務手当の名称			

ク その他の手当

区 分	一般会計の制度との異同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	同	なし
住 居 手 当	同	なし
通 勤 手 当	同	なし

議案第 59 号

動産の取得について(本庁執務室レイアウト改修備品購入(2期))

次のとおり動産の取得をすることについて議決を求める。

- 1 取得する動産 本庁執務室レイアウト改修備品購入(2期)
- 2 契約の方法 一般競争入札による契約
- 3 取得金額 金 89,540,000 円(税込み)
- 4 契約の相手方 山梨県笛吹市石和町今井 185 番地の 2
株式会社小林事務機
代表取締役 小林 茂樹

提案理由

本庁執務室レイアウト改修備品購入(2期)について動産の取得をしたいので、
笛吹市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例
第 3 条の規定により、本案を提出するものである。



物品売買仮契約書

1. 契約番号 5073000004
2. 件名 本庁執務室レイアウト改修備品購入（2期）
3. 契約金額 金 89,540,000円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税 金 8,140,000円）
4. 品名規格等 別紙のとおり
5. 納入期限 令和8年3月27日
6. 納入場所 笛吹市石和町市部809番地1 笛吹市役所市民窓口館
7. 契約保証金 財務規則第156条の規定により免除

この物品売買契約について、買受人と売渡人とは、別添条項により仮契約（以下「本件仮契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

なお、本件仮契約は笛吹市議会の議決がなされたときに本契約となる。但し、議会の議決を得られないとき、本件仮契約は無効となる。

この契約の証として本書2通を作成し、買受人及び売渡人が記名押印の上、各自1通保有する。

（仮契約日） 令和7年5月19日

買受人	住所又は所在地	山梨県笛吹市石和町市部777番地 笛吹市
	職・氏名	笛吹市長 山下 政樹 印

売渡人	住所又は所在地	山梨県笛吹市石和町今井185番地の2
	商号又は名称	株式会社 小林 事務機
	代表者職・氏名	代表取締役 小林 茂樹 印

（議決日）
（本契約日） 令和 年 月 日



議案第 60 号

動産の取得について(高規格救急自動車購入)

次のとおり動産の取得をするについて議決を求める。

- | | |
|----------|---|
| 1 取得する動産 | 高規格救急自動車購入 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札による契約 |
| 3 取得金額 | 金 36,630,000 円(税込み) |
| 4 契約の相手方 | 山梨県笛吹市石和町松本 1024 番地
甲斐日産自動車(株) 甲府石和店
店長 中山 昭紀 |

提案理由

高規格救急自動車購入について動産の取得をしたいので、笛吹市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例第 3 条の規定により、本案を提出するものである。



物品売買仮契約書

1. 契約番号 5073000002
2. 件名 高規格救急自動車購入
3. 契約金額 金 36,630,000 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税 3,330,000 円)
4. 品名規格等 別紙のとおり
5. 納入期限 令和8年2月27日
6. 納入場所 笛吹市石和町下平井204番地 笛吹市消防本部
7. 契約保証金 財務規則第156条の規定により免除

この物品売買契約について、買受人と売渡人とは、別添条項により仮契約（以下、「本件仮契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

なお、本件仮契約は笛吹市議会の議決がなされたときに本契約となる。ただし、議会の議決が得られないとき、本件仮契約は無効となる。

この契約の証として本書2通を作成し、買受人及び売渡人が記名押印の上、各自1通保有する。

(仮契約日) 令和 7年 5月 19日

買受人 住所又は所在地 山梨県笛吹市石和町市部777
笛吹市
職・氏名 笛吹市長 山下 政樹 印



売渡人 住所又は所在地 山梨県笛吹市石和町松本1024
商号又は名称 甲斐日産自動車(株)甲府石和店
代表者職・氏名 店長 中山 昭紀 印



(議決日) 令和 年 月 日

